

## 証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な 事業継続計画の整備のための取組みについて（骨子）

平成 18 年 2 月 14 日

日本証券業協会

### ．証券市場全体の B C P の目標等

- 1．証券市場に係る機能の継続、あるいは中断されても可能な限り短期間で重要な機能を再開、復旧又は代替する体制の整備
- 2．適時適切な情報の集約・還元・提供を図る体制の整備

### ．想定すべき危機事象とその取組み

災害等の如何を問わず、市場慣行等が継続できなくなった場合を想定し、の目標に照らし取り組むべき課題を整理する。その上で、災害等ごとに、また、危機度合いに応じた対策を必要に応じて整理する。

### ．B C P フォーラムによる継続的な検討

証券市場全体の B C P について検討し、適宜必要な措置を講じるためには、米英の取組みを参考に、証券関係機関等で構成する証券市場全体の B C P 検討フォーラム（以下「B C P フォーラム」という。）を設置することが必要である。

B C P フォーラムの構成は、概要別紙のとおり、証券市場 B C P 協議会、証券市場 B C P 実務者懇談会及び各専門部会の 3 段階とし、各機関ごとに証券関係機関等が幅広く参加して、証券市場全体的の B C P として取り組むべき課題について、継続的な検討を行なう。

B C P フォーラムの運営は、日本証券業協会、証券取引所及び証券保管振替機構など、検討課題等に対応する既存の関係機関が担う。

### ．証券市場の継続等に必要な取組み

- 1．市場機能の継続、再開・復旧に必要な横断的な B C P の構築  
災害等発生時における証券市場に係る機能の継続、あるいは中断されても可能な限り短期間で重要な機能を再開、復旧又は代替する体制の整備について、取引所取引、公社債市場及び取引所市場外取引等ごとに整理して検討する。
- 2．証券市場インフラの連携等

証券取引所、保管振替機関、証券取引清算機関など清算又は決済に関連した各関係機関における証券市場の横断的なBCPへの取組みなどについて検討する。また、証券会社間の連携、証券会社のBCP構築の実情を把握し促進を図る。

### 3. 一時的に市場機能が失われた場合を想定した市場ルールの整備

災害等発生時における約定、清算及び決済について、また、災害等で顧客資産が毀損した場合などの特別措置について検討する。

#### . 適時適切な情報の集約等に必要な取組み

災害等発生時において、緊急対策に係る通達等、証券関係機関等の業務継続の可否など適時適切な情報を集約・還元し、投資家などの市場参加者に広く提供する緊急連絡体制の整備を図る。

証券関係機関等の状況等を適時適切に把握できる掲示板を開設するとともに、投資家などの市場参加者に広く提供できる体制の整備を図る。

これらは、早急に着手し、平時から証券市場全体のBCP関連情報の集約等に活用する。

#### . 共同演習等の実施

証券市場の継続等に必要な取組み及び適時適切な情報の集約等について、証券市場全体のBCPの効果を検証するため、適宜共同演習等を実施する。

#### . 災害時における緊急対策本部の設置

災害等が発生し、証券市場において通常の市場機能が継続不可能となった場合を想定した、当該情報の集約・還元・提供、これに伴う状況判断とBCP発動に係る意思決定を担う災害時緊急対策本部の設置について、参画すべき機関や権能など明確な基準を検討する。

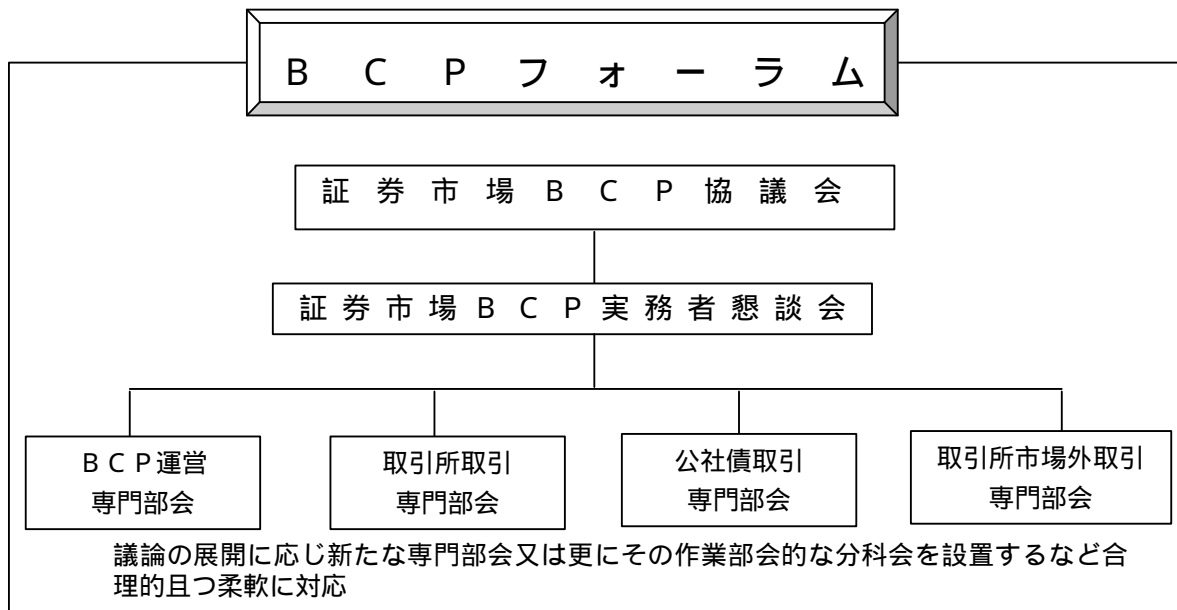
以 上

# 証券市場全体のBCPの整備について

平成 18 年 2 月 14 日

日本証券業協会

証券市場に係る機能の継続並びに一時停止した場合の再開・復旧又は代替する体制の整備及び適時適切な情報の集約・還元・提供を図る体制の整備を目標に、概要次のとおりBCPフォーラムを立ち上げ、証券市場関係機関及び参加者間に亘る全体的且つ横断的な事業継続計画の整備を図る。



名 称	構成及び検討課題
証券市場BCP協議会	証券関係機関等の役員級で構成。BCPフォーラムを全面的に支援し統括する上位組織。
証券市場BCP実務者懇談会	専門部会長など各参加機関の部次長級で構成。各専門部会での検討について、証券市場BCP協議会に諮る前に、あらかじめ横断的に整理する必要がある場合の調整機関。
BCP運営専門部会	証券市場全体の情報集約・還元・提供に係る体制整備、電子掲示板の開設、共同演習等の実施、災害時緊急対策本部の設置などの検討
取引所取引専門部会	取引所取引に係る約定・清算、決済などの機能の継続・復旧等に係る横断的BCP及び情報の集約等を図る体制及び市場機能が失われた場合のルールなどの検討
公社債取引専門部会	公社債市場参加者の被災状況等に対応した推奨される市場慣行、BCPの発動基準、決定・発動手続等、情報の集約等を図る体制及び市場機能が失われた場合のルールなどの検討
取引所市場外取引専門部会	PTSを含む上場株券等の取引所有価証券市場外での取引を対象としたBCPの発動基準、情報の集約等を図る体制及び市場機能が失われた場合のルールなどの検討

## 証券関係機関等とは

日本証券業協会、証券取引所、証券保管振替機構、日本証券クリアリング機構、日本国債清算機関などの各関係機関、証券会社などの市場参加者、日本銀行及び金融庁